

新たな移動手段の素案検討の視点

めざす姿・方針

- 【東村山市第5次総合計画 ～ 将来都市像 ～】
 - ・「みどり にぎわい いろいろ豊かに 笑顔つながる 東村山」
 - ・基本目標3 暮らしの質の向上 施策29 交通環境の整備 施策がめざす姿
 - ・「便利・快適な交通手段によって、生活に必要な移動ができ、いきいきと暮らしている」
- 【東村山市都市計画マスタープラン まちの将来像】
 - ・「豊かな自然と良好な都市環境が調和し 人々の快適な暮らしと活力を生むまち」
 - ・分野別まちづくりの方針 3-2 道路・交通網整備の方針
 - ・「公共交通機関の改善に関する基本的な方針を明らかにし、安全・安心で快適に移動できるまちを目指します。」

課題

- ・現在の道路状況では、コミュニティバスの路線を新たに導入することが難しい中、公共交通空白地域が市内に点在している。
- ・高齢化率が徐々に上がる中、バス停等、目的とする場所への移動が難しいという要望がある。

住民ニーズ

公共交通に関する市民意識調査により、把握する。

持続可能性

- 運賃（負担の公平性）
 - ・コミュニティバス運賃 180円（路線バスの初乗り運賃と同額）
 - ・タクシーの初乗り運賃 500円
 - ・新たな移動手段の運賃
- 公費（受益者負担と税負担）
 - ・コミュニティバス補助金
 - ・コミュニティバスガイドラインにおける運行継続要件 収支率40%以上
平成30年度：50.99% 令和元年度：49.44%
令和2年度：35%程度の見込み
 - ・新たな生活様式への変化により移動が減少 ⇒ コミバス運賃収入の減少
 - ・新たな移動手段の導入 ⇒ 利用客の分散 ⇒ コミバス運賃収入の減少
- 地域の関り
 - ・地域全体で公共交通を盛り上げていく ⇒ 住民参加型・住民主体
 - ・移動先での食事や買い物 ⇒ 交通だけでなく、まちを元気にする

新たな移動手段の検討の視点

- ①既存公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー）を踏まえた施策
- ②まちづくり、目的の施設から見た交通（土地利用）
- ③利用対象者
- ④対象地域
- ⑤商業施設、病院等の送迎バスの状況

整理すべき項目

- ・運行目的 ・運行方式 ・利用できる方 ・利用方法
- ・運行エリア ・運行形態 ・乗降場所 ・車両、台数
- ・利用料金 ・運行日 ・運行時間 他

公共交通のあり方、新たな移動手段の素案（実験運行による検証内容）